エスコンジャパンリート投資法人

2022年9月26日

各　　位

不動産投資信託証券発行者
エスコンジャパンリート投資法人
代 表 者 名　　執行役員　　笹木　集
（コード番号　2971）
資産運用会社
株式会社エスコンアセットマネジメント
代 表 者 名　　代表取締役社長　　鍵山　武治
問 合 せ 先　　財務管理部長　　吉田　裕紀
TEL：03-6230-9338

資産運用会社における物件取得等の運用フロー変更に関するお知らせ

エスコンジャパンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する株式会社エスコンアセットマネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本投資法人の運用資産の取得及び売却並びに運用ガイドラインの改廃に関する意思決定機関について、これまで投資運用委員会における審議・決議事項であったところ、資産運用会社におけるガバナンス体制の更なる強化を目的として、投資運用委員会における審議・決議に加えて、本資産運用会社の取締役会における審議・決議事項とする運用に変更を行うことを本日の取締役会において決定しましたので、お知らせいたします。

本件は、2022年8月15日付で公表しました「資産運用会社における業務改善報告提出に関するお知らせ」のとおり、業務改善策の一環として今般、変更を行ったものであり、別紙のとおり、変更前及び変更後に係る本資産運用会社の意思決定フローの概要を変更しました。取締役会における審議・決議に先立ち、監査等委員である取締役がコンプライアンス委員会及び投資運用委員会（以下「両委員会」といいます。）における協議内容等への理解を深めることを主な目的として、監査等委員である取締役はオブザーバーとして、両委員会に出席することができること及び利害関係者からの物件取得に関して両委員会において審議する場合には両委員会に出席しなければならないことを本資産運用会社のコンプライアンス委員会規程及び投資運用委員会規程にそれぞれ規定しています。

引き続き、本資産運用会社は、公正かつ適切な業務運営を実現するため、今般見直した業務運営を着実に実行し、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築を推進してまいります。

以上

※本投資法人のホームページアドレス：https://www.escon-reit.jp/

【別紙】変更部分には下線を引いています。

①運用ガイドライン等に関する意思決定フローの概要

＜変更前＞

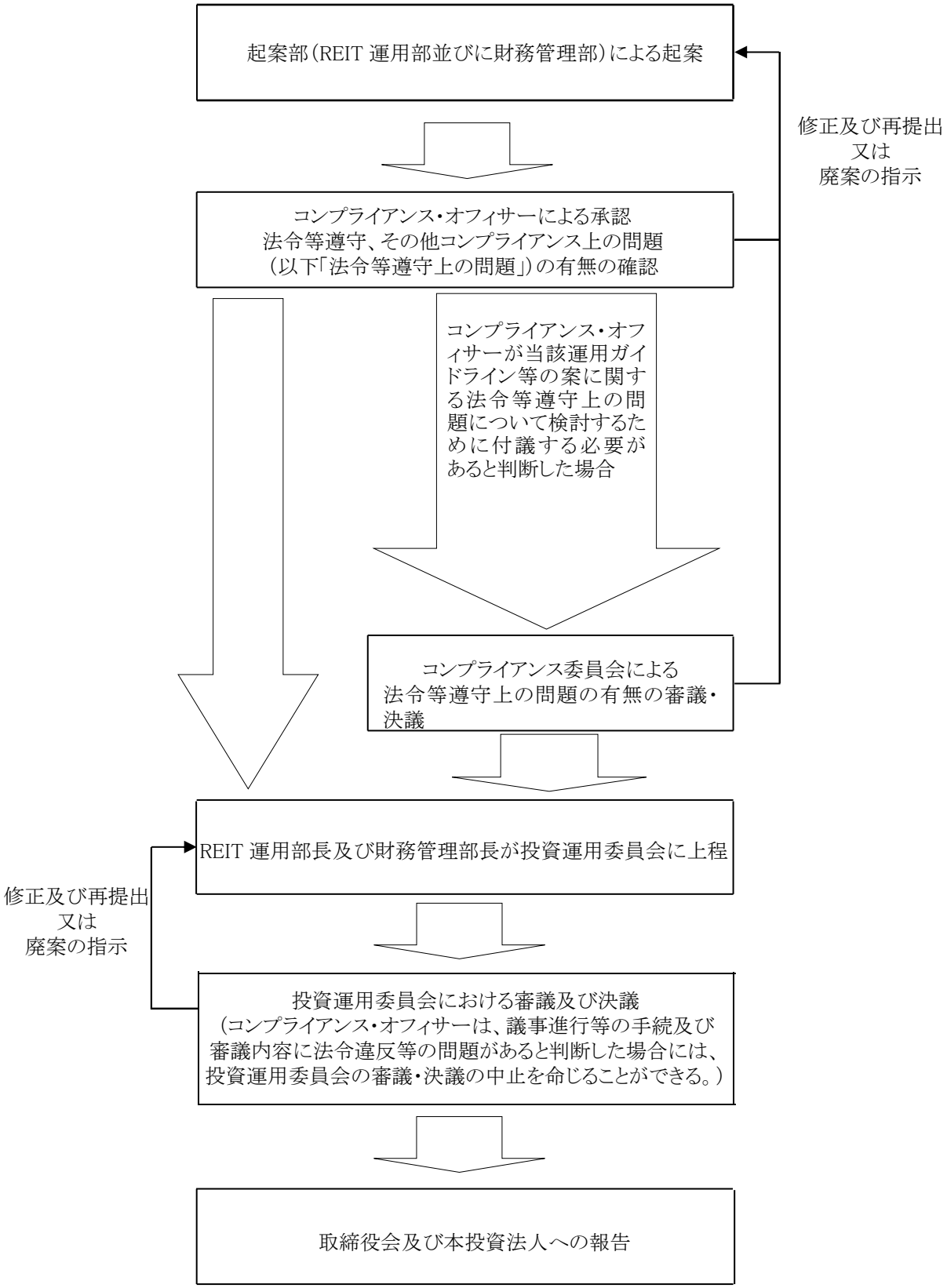

＜変更後＞

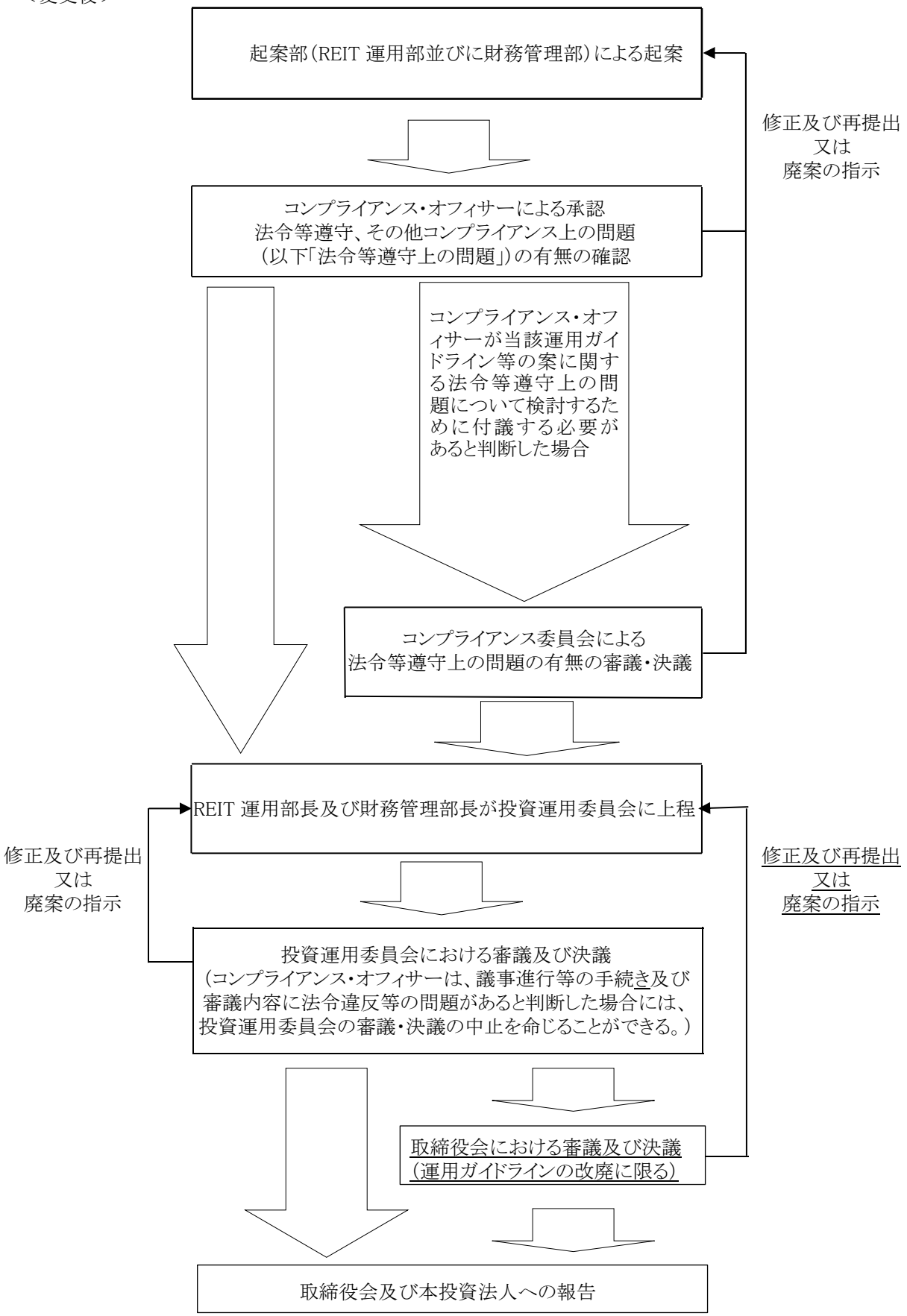
起案部（REIT 運用部並びに財務管理部）による起案
修正及び再提出
又は
廃案の指示
コンプライアンス・オフィサーによる承認
法令等遵守、その他コンプライアンス上の問題
（以下「法令等遵守上の問題」）の有無の確認
コンプライアンス・オフィサーが当該運用ガイドライン等の案に関する法令等遵守上の問題について検討するために付議する必要があると判断した場合
コンプライアンス委員会による
法令等遵守上の問題の有無の審議・決議
REIT 運用部長及び財務管理部長が投資運用委員会に上程
修正及び再提出
又は
廃案の指示
修正及び再提出
又は
廃案の指示
投資運用委員会における審議及び決議
（コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続き及び審議内容に法令違反等の問題があると判断した場合には、投資運用委員会の審議・決議の中止を命じることができる。）
取締役会における審議及び決議
（運用ガイドラインの改廃に限る）
取締役会及び本投資法人への報告

②運用資産の取得に関する意思決定フローの概要

＜変更前＞

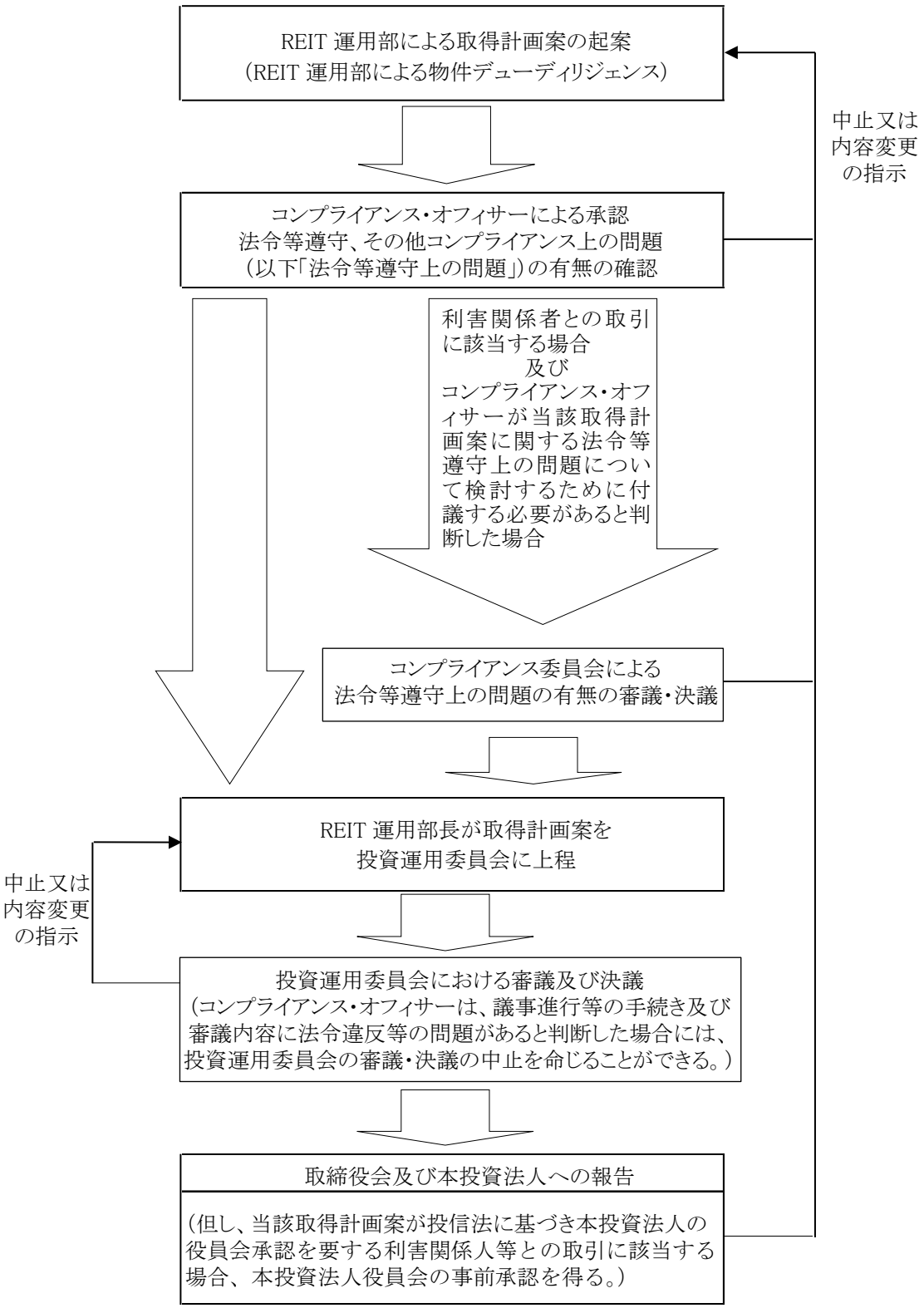

＜変更後＞

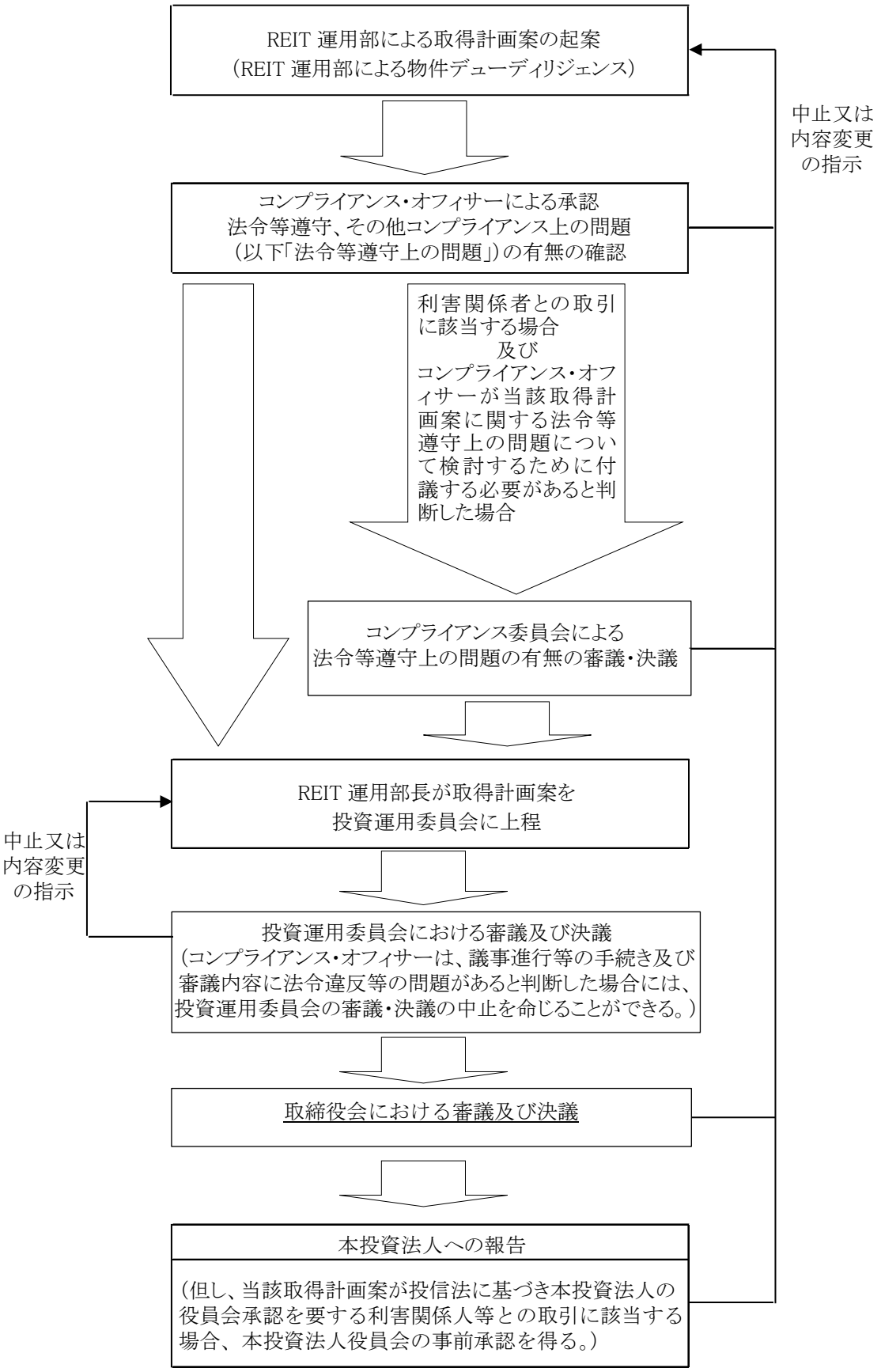
REIT 運用部による取得計画案の起案
（REIT 運用部による物件デューディリジェンス）
コンプライアンス・オフィサーによる承認
法令等遵守、その他コンプライアンス上の問題
（以下「法令等遵守上の問題」）の有無の確認
利害関係者との取引に該当する場合
及び
コンプライアンス・オフィサーが当該取得計画案に関する法令等遵守上の問題について検討するために付議する必要があると判断した場合
コンプライアンス委員会による
法令等遵守上の問題の有無の審議・決議
REIT 運用部長が取得計画案を
投資運用委員会に上程
投資運用委員会における審議及び決議
（コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続き及び審議内容に法令違反等の問題があると判断した場合には、投資運用委員会の審議・決議の中止を命じることができる。）
取締役会における審議及び決議
本投資法人への報告
（但し、当該取得計画案が投信法に基づき本投資法人の役員会承認を要する利害関係人等との取引に該当する場合、本投資法人役員会の事前承認を得る。）
中止又は
内容変更
の指示
中止又は
内容変更
の指示

③運用資産の売却、賃貸及び管理、並びに資金調達に関する意思決定フローの概要
＜変更前＞

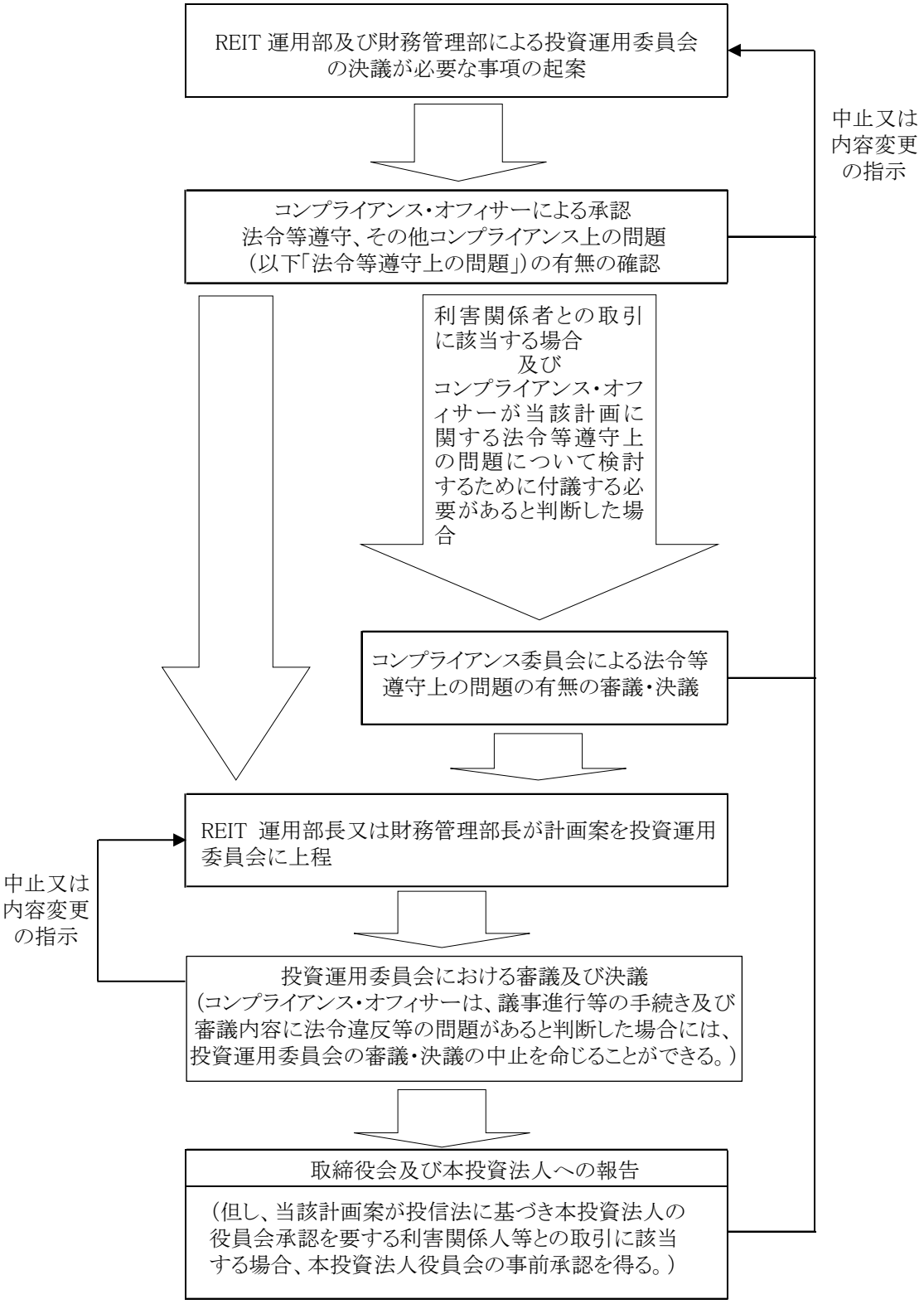

＜変更後＞

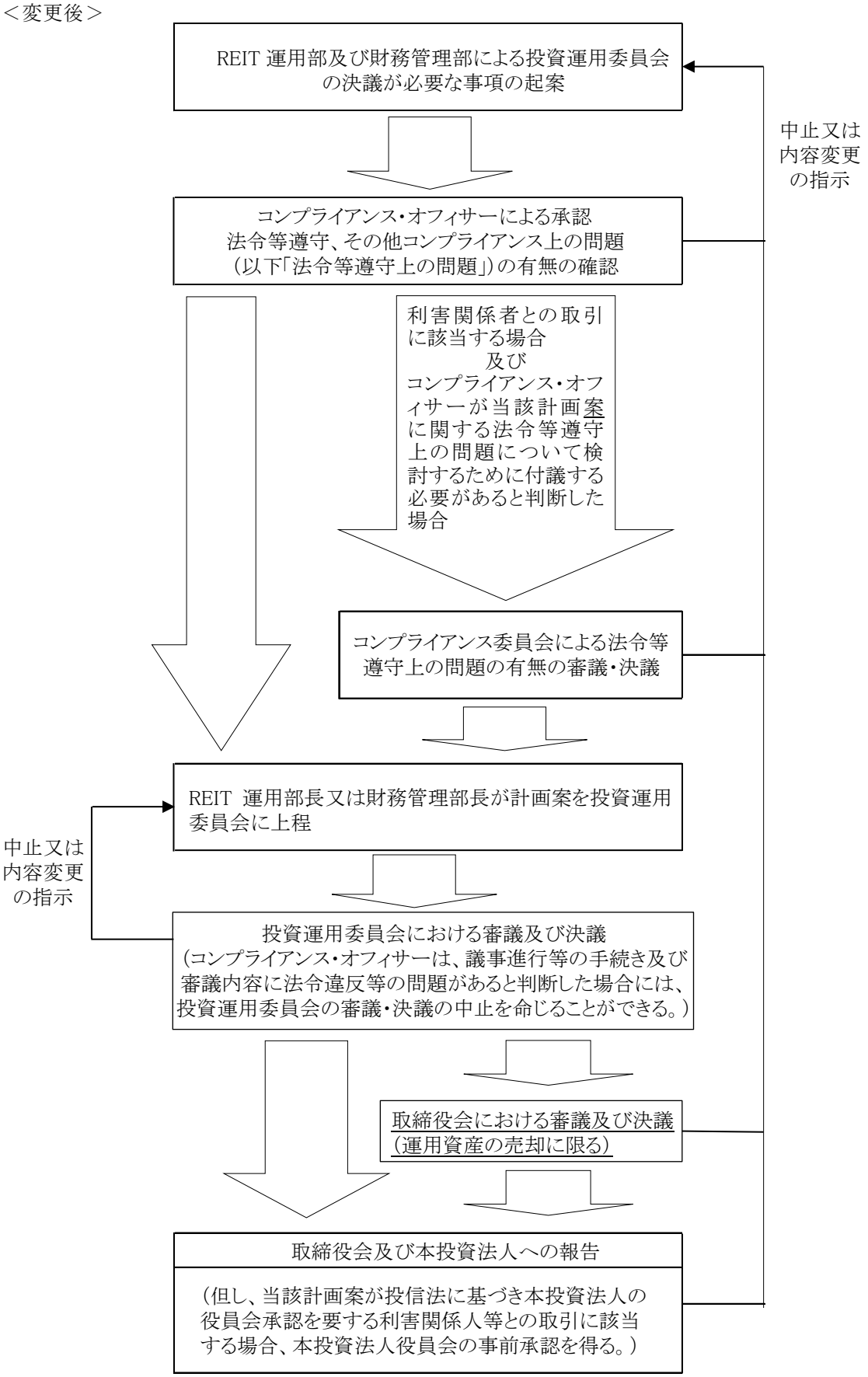
REIT 運用部及び財務管理部による投資運用委員会の決議が必要な事項の起案
中止又は内容変更の指示
コンプライアンス・オフィサーによる承認
法令等遵守、その他コンプライアンス上の問題（以下「法令等遵守上の問題」）の有無の確認
利害関係者との取引に該当する場合
及び
コンプライアンス・オフィサーが当該計画案に関する法令等遵守上の問題について検討するために付議する必要があると判断した場合
コンプライアンス委員会による法令等遵守上の問題の有無の審議・決議
REIT 運用部長又は財務管理部長が計画案を投資運用委員会に上程
中止又は内容変更の指示
投資運用委員会における審議及び決議
（コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続き及び審議内容に法令違反等の問題があると判断した場合には、投資運用委員会の審議・決議の中止を命じることができる。）
取締役会における審議及び決議
（運用資産の売却に限る）
取締役会及び本投資法人への報告
（但し、当該計画案が投信法に基づき本投資法人の役員会承認を要する利害関係人等との取引に該当する場合、本投資法人役員会の事前承認を得る。）